



宮 崎 県 公 報

平成23年 4 月 25 日 (月曜日) 第 2279 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定…………… (“) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更…………… (“) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障害福祉課) 2

頁

- 道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 4

公 告

- 市町村宮土地改良事業の施行の同意…………… (農村整備課) 6
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 6

人事委員会告示

- 有給休暇の承認の基準の特例に関する告示…………… 6

公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 6

告 示

宮崎県告示第 331号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成23年 4 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050107	木城児童デイサービス子ども発達療育センターはぐはぐ	宮崎県児湯郡木城町石河内 788番地11	特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ	宮崎県児湯郡木城町石河内 788番地11	平成23年 1月11日	児童デイサービス
4510600275	ハッピー介護サービスくろき	宮崎県日向市美々津町 3672番地	有限会社くろき	宮崎県日向市美々津町 3672番地	平成23年 2月1日	居宅介護、重度訪問介護
4520600281	あかつき学園グループホーム	宮崎県日向市大字財光寺5252番地 4	社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市大字富高字岩崎 546番地 1	平成23年 2月1日	共同生活援助
4511910079	綾ほとくり作業所	宮崎県東諸県郡綾町南俣2547番地 1	特定非営利活動法人ほとくり会	宮崎県東諸県郡綾町南俣2547番地1	平成23年 3月1日	就労継続支援 (B型)

により、次のとおり指定相談支援事業者の指定をした。

平成23年 4 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 332号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第32条第 1 項の規定

事業所番号	指定相談支援事業所		指定相談支援事業者		指定年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4530200569	都城地域活動支援センターオリオン	宮崎県都城市早鈴町15街区 35号	社会福祉法人常緑会	宮崎県都城市豊満町26 47番地	平成23年 1月1日
4530300419	延岡市地域活動支援センターみなと	宮崎県延岡市愛宕町 2 丁目 4 - 1	医療法人建悠会	宮崎県延岡市松原町 4 丁目 8850番地 4	平成23年 2月15日

宮崎県告示第 333号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		所在地		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	
4521900011	エデンの園ケアホーム	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地 8	社会福祉法人エデンの園	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地 5	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地 24	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地 8	平成23年 2 月 1 日
4510200423	セントケア都城	宮崎県都城市年見町23- 1	セントケア宮崎株式会社	宮崎県宮崎市祇園 3 丁目 190番地	宮崎県都城市祝吉町5007番地 1 森山事務所 B 棟	宮崎県都城市年見町23- 1	平成23年 3 月 1 日
4512100019	訪問介護事業所ひなた	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9186番地	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1	平成23年 3 月 1 日

宮崎県告示第 334号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200209	障害者自立支援センターどりーむわーくす生活訓練事業所	宮崎県都城市乙房町2372番地 1	社会福祉法人奨禮会	宮崎県都城市乙房町2191番地 3	平成23年 3 月31日	自立訓練（生活訓練）
4510300231	すまいる作業所	宮崎県延岡市川島町2733番地 1	特定非営利活動法人すまいる	宮崎県延岡市川島町3281番地 2	平成23年 3 月31日	就労移行支援

宮崎県告示第 335号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月25日から平成23年 5 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		市大字岡富字九樹園 686番 1 地先まで		13.0 ~ 57.2	5365.4
			新	16.0 ~ 57.2	5365.4

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市新町二丁目18番地先から同	旧	8.8~ 71.0	5565.6

宮崎県告示第 336号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月25日から平成23年 5 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
341	県道	宮崎港 宮崎停 車場線	宮崎市東大 淀一丁目 1 19番 1 地先 から同市東 大淀一丁目 101番 1 地 先まで	旧	23.0～ 23.4	10.5
				新	23.0～ 40.0	10.5

宮崎県告示第 337号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月25日から平成23年 5 月 9 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市新町 二丁目18番 地先から同 市同町二丁 目15番 1 地 先まで	平成23年 4 月25日

宮崎県告示第 338号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月25日から平成23年 5 月 9 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
341	県道	宮崎港 宮崎停 車場線	宮崎市東大 淀一丁目 1 19番 1 地先 から同市東 大淀一丁目 101番 1 地 先まで	平成23年 4 月25日

宮崎県告示第 339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	片ノ田谷 1	01- 201- 1 - 042	土 石 流
	中 島 谷	01- 201- 1 - 044	土 石 流
	村 内 谷 2	01- 201- 1 - 045	土 石 流
	小 河 内 谷	01- 201- 1 - 046	土 石 流
	塩 鶴 谷 3	01- 201- 1 - 047	土 石 流
	塩 鶴 谷 4	01- 201- 1 - 048	土 石 流
	塩 鶴 谷 2	01- 201- 1 - 049	土 石 流
	村 内 谷	01- 201- 1 - 050	土 石 流
	中島谷川 3	01- 201- 2 - 026	土 石 流
	仮 神 池	01- 201- 2 - 026 -新①	土 石 流
	中島谷川 2	01- 201- 2 - 027	土 石 流
	塩 鶴 谷 5	01- 201- 2 - 030	土 石 流
	塩 鶴 谷	01- 201- 2 - 031	土 石 流
	丸 野 谷	01- 201- 2 - 032	土 石 流
	丸 野 谷 2	01- 201- 2 - 033	土 石 流
	小 河 内	I - 1 - 0085	急傾斜地の崩壊
	塩 鶴	I - 1 - 0086	急傾斜地の崩壊
	加 江 田	I - 1 - 2045	急傾斜地の崩壊
	加江田- 1	I - 1 - 3005	急傾斜地の崩壊
	片ノ田- 4	I - 1 - 3061	急傾斜地の崩壊
星 叶	I - 1 - 3006	急傾斜地の崩壊	
小河内- 1	I - 1 - 3043	急傾斜地の崩壊	

村内 - 1	I - 1 - 3044	急傾斜地の崩壊	内山 - 1	II - 1 - 4200	急傾斜地の崩壊
村内 - 2	I - 1 - 3045	急傾斜地の崩壊	内山 - 2	II - 1 - 4201	急傾斜地の崩壊
村内 - 2 - 新①	I - 1 - 3045 - 新①	急傾斜地の崩壊	内の田	II - 2 - 0317	急傾斜地の崩壊
村内 - 2 - 新②	I - 1 - 3045 - 新②	急傾斜地の崩壊	内の田 - 新①	II - 2 - 0317 - 新①	急傾斜地の崩壊
片ノ田 - 2	I - 1 - 3047	急傾斜地の崩壊	内の田 - 新②	II - 2 - 0317 - 新②	急傾斜地の崩壊
片ノ田 - 3	I - 1 - 3048	急傾斜地の崩壊	内の田 - 新③	II - 2 - 0317 - 新③	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1	I - 1 - 3049	急傾斜地の崩壊	小河内 - 2	III - 1 - 9096	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1 - 新①	I - 1 - 3049 - 新①	急傾斜地の崩壊	村内 - 3	III - 1 - 9100	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1 - 新②	I - 1 - 3049 - 新②	急傾斜地の崩壊	村内 - 4	III - 1 - 9101	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1 - 新③	I - 1 - 3049 - 新③	急傾斜地の崩壊	塩鶴 - 1	III - 1 - 9102	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1 - 新④	I - 1 - 3049 - 新④	急傾斜地の崩壊	村内 - 5	III - 1 - 9103	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1 - 新⑤	I - 1 - 3049 - 新⑤	急傾斜地の崩壊	中島 - 2	III - 1 - 9104	急傾斜地の崩壊
前川原 - 1 - 新⑥	I - 1 - 3049 - 新⑥	急傾斜地の崩壊	下中島	III - 1 - 9105	急傾斜地の崩壊
青島西一丁目	I - 1 - 3050	急傾斜地の崩壊	下曾山寺	III - 1 - 9106	急傾斜地の崩壊
青島西一丁目 - 新①	I - 1 - 3050 - 新①	急傾斜地の崩壊	前川原 - 3	III - 1 - 9107	急傾斜地の崩壊
塩鶴 - 2	II - 1 - 4174	急傾斜地の崩壊	知 福	III - 1 - 9108	急傾斜地の崩壊
塩鶴 - 3	II - 1 - 4175	急傾斜地の崩壊	萩原 - 1	III - 1 - 9109	急傾斜地の崩壊
曾山寺	II - 1 - 4176	急傾斜地の崩壊	萩原 - 1 - 新①	III - 1 - 9109 - 新①	急傾斜地の崩壊
丸 野	II - 1 - 4199	急傾斜地の崩壊	萩原 - 2	III - 1 - 9110	急傾斜地の崩壊
丸野 - 新①	II - 1 - 4199 - 新①	急傾斜地の崩壊			
丸野 - 新②	II - 1 - 4199 - 新②	急傾斜地の崩壊			
丸野 - 新③	II - 1 - 4199 - 新③	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成23年 4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類			
宮崎市	片ノ田谷 1	01-201-1-042	土石流	前川原-1 -新①	I-1-3049-新①	急傾斜地の崩壊
	中島谷	01-201-1-044	土石流	前川原-1 -新②	I-1-3049-新②	急傾斜地の崩壊
	村内谷 2	01-201-1-045	土石流	前川原-1 -新③	I-1-3049-新③	急傾斜地の崩壊
	塩鶴谷 3	01-201-1-047	土石流	前川原-1 -新④	I-1-3049-新④	急傾斜地の崩壊
	塩鶴谷 4	01-201-1-048	土石流	前川原-1 -新⑤	I-1-3049-新⑤	急傾斜地の崩壊
	中島谷川 3	01-201-2-026	土石流	前川原-1 -新⑥	I-1-3049-新⑥	急傾斜地の崩壊
	塩鶴谷 5	01-201-2-030	土石流	青島西一丁 目	I-1-3050	急傾斜地の崩壊
	塩鶴谷	01-201-2-031	土石流	青島西一丁 目-新①	I-1-3050-新①	急傾斜地の崩壊
	丸野谷	01-201-2-032	土石流	塩鶴-2	II-1-4174	急傾斜地の崩壊
	丸野谷 2	01-201-2-033	土石流	塩鶴-3	II-1-4175	急傾斜地の崩壊
	小河内	I-1-0085	急傾斜地の崩壊	曾山寺	II-1-4176	急傾斜地の崩壊
	塩鶴	I-1-0086	急傾斜地の崩壊	丸野	II-1-4199	急傾斜地の崩壊
	加江田	I-1-2045	急傾斜地の崩壊	丸野-新①	II-1-4199-新①	急傾斜地の崩壊
	加江田-1	I-1-3005	急傾斜地の崩壊	丸野-新②	II-1-4199-新②	急傾斜地の崩壊
	片ノ田-4	I-1-3061	急傾斜地の崩壊	丸野-新③	II-1-4199-新③	急傾斜地の崩壊
	星叶	I-1-3006	急傾斜地の崩壊	内山-1	II-1-4200	急傾斜地の崩壊
	小河内-1	I-1-3043	急傾斜地の崩壊	内山-2	II-1-4201	急傾斜地の崩壊
	村内-1	I-1-3044	急傾斜地の崩壊	内の田	II-2-0317	急傾斜地の崩壊
	村内-2	I-1-3045	急傾斜地の崩壊	内の田-新 ①	II-2-0317-新①	急傾斜地の崩壊
	村内-2- 新①	I-1-3045-新①	急傾斜地の崩壊	内の田-新 ②	II-2-0317-新②	急傾斜地の崩壊
	村内-2- 新②	I-1-3045-新②	急傾斜地の崩壊	内の田-新 ③	II-2-0317-新③	急傾斜地の崩壊
	片ノ田-2	I-1-3047	急傾斜地の崩壊	小河内-2	III-1-9096	急傾斜地の崩壊
	片ノ田-3	I-1-3048	急傾斜地の崩壊			
	前川原-1	I-1-3049	急傾斜地の崩壊			

村内 - 3	Ⅲ - 1 - 9100	急傾斜地の崩壊
村内 - 4	Ⅲ - 1 - 9101	急傾斜地の崩壊
塩鶴 - 1	Ⅲ - 1 - 9102	急傾斜地の崩壊
村内 - 5	Ⅲ - 1 - 9103	急傾斜地の崩壊
中島 - 2	Ⅲ - 1 - 9104	急傾斜地の崩壊
下中島	Ⅲ - 1 - 9105	急傾斜地の崩壊
下曾山寺	Ⅲ - 1 - 9106	急傾斜地の崩壊
前川原 - 3	Ⅲ - 1 - 9107	急傾斜地の崩壊
知 福	Ⅲ - 1 - 9108	急傾斜地の崩壊
萩原 - 1	Ⅲ - 1 - 9109	急傾斜地の崩壊
萩原 - 1 - 新①	Ⅲ - 1 - 9109 - 新①	急傾斜地の崩壊
萩原 - 2	Ⅲ - 1 - 9110	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、高千穂町が行う土地改良事業(上村地区、ため池等整備事業)の施行に同意した。

平成23年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
川南町
- 2 都市計画の種類及び名称
川南都市計画公園 3・3・1号 高森近隣公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高鍋土木事務所

人事委員会告示

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示をここに公表する。

平成23年4月25日

宮崎県人事委員会委員長 黒木奉武

宮崎県人事委員会告示第2号

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における有給休暇の承認の基準(昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号)第22号の規定の平成23年における適用については、同号中「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、10日)」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成23年4月25日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2級	平成23年7月27日(水)午前9時30分から午後5時までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成23年6月15日（水）から6月24日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--